

収入印紙貼付欄 (はった印紙は消印しないでください) 収入印紙 150円分 (証明書1通につき)	記載例及び説明
申述人本人または代理人弁護士による申請が原則です。 ※事件終結後に代理人が申請する場合、原則として、新たな委任状が必要です。	受領印 円
	円

相続放棄申述受理証明申請書 (申述人本人用)

奈良家庭裁判所 葛城支部 五條支部 吉野出張所 御中

事件の表示	平成 29 年 (家) 第 ●●●● 号 相続放棄申述事件 申述人 奈良 太郎 被相続人 奈良 一郎
上記事件の相続放棄申述受理証明書 <u> 1 </u> 通を交付してください。 平成 29 年 1 月 1 日 住所 〒 630-8213 奈良市登大路町〇-〇-〇 日中連絡のとれる電話番号 (090) 0000 -0000 申請者 奈良 太郎 印	

【郵送申請の場合】

下記の5点を同封の上、お送りください。

- ① 申請書 (記入済みのもの)
- ② 収入印紙 証明書1通につき、150円分
- ③ 返送用の郵便切手 (4通まで82円分、5通以上92円分)
- ④ 返送用の封筒 (宛名を書いたもの)
- ⑤ 申請者 (申述人) の身分証明書 (運転免許証、健康保険証等) の写し
 (※身分証明書の記載が、申述時の氏名・住所と異なる場合には、つながりの分かる戸籍謄本、住民票等が必要になります。)

【裁判所来庁申請の場合】

下記の3点を持参の上、ご本人がお越しください。

- ① 収入印紙 証明書1通につき、150円分
- ② 申請者 (申述人) の身分証明書 (運転免許証、健康保険証等)
- ③ 認め印 (シャチハタ以外)
 (※身分証明書の記載が、申述時の氏名・住所と異なる場合には、つながりの分かる戸籍謄本、住民票等が必要になります。)

通
した。

付
印